

# 新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金申請要領

(新上五島町観光商工課)

## 補助金の概要

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により深刻な打撃を受けている五島手延うどん生産事業者に対し、予算の範囲内で五島うどんの原料となる小麦粉の物価高騰額の一部を補助することにより、経営安定化及び事業継続を支援するものです。

### 2. 補助対象者の要件

補助対象者は、次の全てに該当するものとします。

1. 新上五島町内に事業所を有し、五島手延うどんの製造を行う事業者であること。
2. 五島手延うどん生産事業について、引き続き事業実施の意志がある事業者であること。
3. 申請時点において、令和3年度以前の町税の滞納がない事業者であること。また、令和4年度分以降の町税については、今後、誠意をもって支払う意思があること。
4. 暴力団と無関係であること。

### 3. 補助金の額

補助金の額等は、次に定めるとおりとします。

補助金の額	申請期間
五島手延うどん生産事業者が令和4年4月1日から令和4年9月30日までに購入した小麦粉25kg入1袋あたりに、同期間の物価高騰額690円の1/2を乗じて得た額 ※同期間の小麦粉購入袋数×345円で計算します	令和4年11月30日まで

## 申請方法

### 4. 交付申請

補助金の交付を受けようとするときは、上記の申請期間内に新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に定める書類を添えて提出してください。（申請書等は町ホームページからダウンロードできます）

#### 交付申請に必要な書類

- (1) 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 振込先の口座が確認できる資料（名義人氏名、金融機関、支店名、預金種別、口座番号が確認できるもの）の写し

- (3) 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第2号）
- (4) 小麦粉購入にかかる支払明細書（別表1）
- (5) 令和4年4月1日から令和4年9月30日までに購入した小麦粉の袋数が確認できる書類の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

補助金の交付の申請があったときは、当該申請内容を審査のうえ、補助金交付を決定及び確定し申請者に通知します。

#### **申請を取り下げる場合**

交付決定を受けた事業者が、申請を取り下げる場合は、交付決定の通知があった日から30日以内に新上五島町うどん生産事業者原料価格高騰対策補助金交付申請取下届出書（様式第5号）を提出してください。

#### **申請書の提出先・お問い合わせ**

**新上五島町役場 観光商工課（担当：川田）**

〒857-4495 新上五島町青方郷1585番地1

TEL：0959-53-1131      FAX:0959-53-1100

E-mail：kankou@town.shinkamigoto.nagasaki.jp